

22-3 東北大学金属材料研究所材料分析研究コア分析電顕室設備等使用内規

制定 平成28年4月21日

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学金属材料研究所（以下「本所」という。）材料分析研究コア（以下「分析コア」という。）の有する電子顕微鏡、附帯する研究設備及び機器（以下「設備等」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備等)

第2条 使用の対象となる設備等は、本所材料分析研究コア長（以下「コア長」という。）が定め、別表に掲げる設備等とする。

(使用者の資格)

第3条 設備等を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 東北大学の職員、大学院学生、学部学生及び研究生
- 二 その他コア長が特に認めた者

(使用の申請及び承認)

第4条 設備等の使用を希望する者は、部門等の責任者（以下「使用責任者」という。）が、所定の様式によりコア長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 前項の様式は別に定める。

3 コア長は、前項の申請を受理した場合において、当該申請が分析コアの設置目的に対し適当と認めるときは、これを許可するものとする。

4 コア長は、使用の許可又は不許可を決定したときは、当該者に通知するものとする。

(使用上の支援)

第5条 前条第3項の規定により設備等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、設備等の使用に当たっては、当該設備等の操作方法の指導等、装置運転に関わる基本的な支援を分析コアの職員により受けることができる。

2 使用者は、試料作製やデータの解釈等の使用者の研究内容に関わる支援が生じた場合、相談の上、分析コアの職員からこれらの支援を受けることができる。

(目的外使用の禁止)

第6条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外に設備等を使用し、又は第三者に使用させてはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 コア長は、使用者がこの内規に違反し、又は設備等の使用に重大な支障を生じさせたときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させることがある。

(使用料の納付)

第8条 使用責任者は、設備等を使用したとき及び材料分析コアの職員からの支援をうけたときは、所定の手続きにより使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、コア長が特に認めるときは、使用料の全部または一部を免除することができる。

(免責)

第9条 本所は、設備等の使用によって使用者に生じた損害について、使用者に対し、一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第10条 使用者は、故意又は過失によりその使用に係る設備等を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 設備等の使用に当たり、使用者より技術上及び営業上の情報を受け又は知りえた者は、その一切の情報に係る秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

(知的財産権)

第12条 設備等の使用の結果生じた知的財産権の帰属、取扱い等については、当該発明等の発生事案を勘案して、別途協議して決定するものとする。

(雑則)

第13条 この内規に定めるもののほか設備等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成28年4月21日から施行する。

この内規は、平成28年10月20日から施行し、平成28年10月1日より適用する。

別表 分析電子顕微鏡室装置等一覧

装置名	型番/形式
200 kV 分析透過電子顕微鏡	TOPCON EM-002B
200 kV 透過電子顕微鏡	JEOL JEM-2000EX II
200 kV 収差補正型透過電子顕微鏡	JEOL JEM-ARM200F
イオンミリング加工装置	FISCHIONE MODEL 1010
イオンスライサ加工装置	JEOL EM-09100 IS